

事 務 連 絡  
平成 1 8 年 6 月 9 日

都道府県介護保険担当主管課（室）御中

厚生労働省老健局介護保険課  
老人保健課

介護保険事務処理システム変更に係る資料の送付について

介護保険制度の円滑な推進については、種々ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、介護報酬の見直し（経過型介護療養型医療施設の創設）に関しましては、平成18年5月19日事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る資料（「介護報酬の算定構造イメージ（平成18年7月見直し版）」）の送付について」（介護制度改革インフォメーションVOL.105）によりお知らせしていますが、これに伴う「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」及び「国保連合会とのインタフェース」の変更点について、現時点で考えられる事項について整理しましたので送付いたします。

なお、当該資料につきましては、今後、社会保障審議会介護給付費分科会における議論等を踏まえ、修正等がなされうるものであることをご承知おき下さい。

つきましては、管下の市町村等に対しまして、本資料を速やかに配布していただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、本資料は、WAM-NETに掲載する予定です。

【送付内容】

- （資料1） 「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」（案）
- （資料2） 「国保連合会とのインタフェース」（案）
- （参考） 「介護報酬の算定構造のイメージ」（平成18年7月見直し版）（変更部分）

<照会先>

（インタフェース関係）

厚生労働省老健局介護保険課 佐藤

TEL03-5253-1111（内線）2166

（体制等状況一覧表、算定構造イメージ）

厚生労働省老健局老人保健課 調査係 伊差川

TEL03-5253-1111（内線）3960

# 介護保険事務処理システム等の変更内容（案）

## 1 「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の変更点について

### （1）別紙1「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」（居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援）

- 「短期入所療養介護」の施設等の区分にA：病院経過型、B：認知症経過型を追加する。
- 「介護療養型医療施設」の施設等の区分にA：病院経過型、B：認知症経過型を追加する。

### （2）別紙1-2「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」（介護予防サービス・介護予防支援）

- 「介護予防短期入所療養介護」の施設等の区分にA：病院経過型、B：認知症経過型を追加する。

資料1 「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（案）」を参照

## 2 国保連合会とのインタフェースの変更点について

### <都道府県インタフェース>

- 「事業所異動連絡票情報（サービス情報）」及び「事業所情報更新結果情報（サービス情報）」、「事業所台帳情報（サービス情報）」の施設等の区分コードの属性を変更する。（数字→英数字）

### <コード一覧>

- 施設等の区分コードへの平成18年7月以降の新規区分として、短期入所療養介護（診療所等）、介護療養型医療施設及び介護予防短期入所療養介護（診療所等）に、それぞれA：病院経過型、B：認知症経過型を追加する。

資料2 「国保連合会とのインタフェース（案）」を参照



23	短期入所療養介護	1 病院療養型 6 ユニット型病院療養型 <b>A 病院経過型</b>	2 I型 3 II型 4 III型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 4 加算型Ⅲ 5 減算型	1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型Ⅰ 3 減算型Ⅱ 4 減算型Ⅲ	
		医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用			
		送迎体制	1 対応不可 2 対応可			
		栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士			
		緊急受入体制	1 対応不可 2 対応可			
	2 診療所療養型 7 ユニット型診療所療養型	1 I型 2 II型	特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導		
			リハビリテーション提供体制	1 理学療法Ⅰ 2 理学療法Ⅱ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他		
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可		
			療養環境基準	1 基準型 2 減算型Ⅰ 3 減算型Ⅱ		
	3 認知症疾患型 8 ユニット型認知症疾患型 <b>B 認知症経過型</b>	5 I型 6 II型 7 III型 8 IV型 9 V型	送迎体制	1 対応不可 2 対応可		
			栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士		
			緊急受入体制	1 対応不可 2 対応可		
			特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導		
4 基準適合診療所型		リハビリテーション提供体制	1 理学療法Ⅰ 2 理学療法Ⅱ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他			
		送迎体制	1 対応不可 2 対応可			
33	特定施設入居者生活介護	1 一般型 2 外部サービス利用型	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員	1 なし 2 あり	
			個別機能訓練体制	1 なし 2 あり		
			夜間看護体制	1 対応不可 2 対応可		
			栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士		
43	居宅介護支援		特別地域加算	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	
			特定事業所加算	1 なし 2 あり		
51	介護老人福祉施設	1 介護福祉施設 2 小規模介護福祉施設 3 ユニット型介護福祉施設 4 ユニット型小規模介護福祉施設		夜間勤務条件基準	1 基準型 2 減算型	1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 4 介護支援専門員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				重度化対応体制	1 対応不可 2 対応可	
				準ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
				常勤専従医師配置	1 なし 2 あり	
				精神科医師定期的療養指導	1 なし 2 あり	
				障害者生活支援体制	1 なし 2 あり	
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア・マネジメント体制	
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
				看取り介護体制	1 なし 2 あり	
				在宅・入所相互利用体制	1 対応不可 2 対応可	
				52	介護老人保健施設	
職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 介護支援専門員					
ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可					
栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア・マネジメント体制					
認知症ケア加算	1 なし 2 あり					
身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり					

53	介護療養型医療施設	1 病院療養型 6 ユニット型病院療養型 <b>A 病院経過型</b>	2 I型 3 II型 4 III型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 4 加算型Ⅲ 5 減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型Ⅰ 3 減算型Ⅱ 4 減算型Ⅲ	
		医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用			
		栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア・マネジメント体制			
		身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり			
		特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導			
		リハビリテーション提供体制	1 理学療法Ⅰ 2 理学療法Ⅱ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他			
		ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可			
		療養環境基準	1 基準型 2 減算型Ⅰ 3 減算型Ⅱ			
		栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア・マネジメント体制			
身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり					
特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導					
リハビリテーション提供体制	1 理学療法Ⅰ 2 理学療法Ⅱ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他					
5 I型	職員の欠員による減算の状況		1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員			
6 II型	ユニットケア体制		1 対応不可 2 対応可			
7 III型	栄養管理の評価		1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア・マネジメント体制			
8 IV型	身体拘束廃止取組の有無		1 なし 2 あり			
9 V型	リハビリテーション提供体制		1 精神科作業療法 2 その他			
3 認知症患者型 8 ユニット型認知症患者型 <b>B 認知症経過型</b>	5 I型 6 II型 7 III型 8 IV型 9 V型		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員		
ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可					
栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア・マネジメント体制					
身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり					
特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導					
リハビリテーション提供体制	1 理学療法Ⅰ 2 理学療法Ⅱ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他					
5 I型	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員				
6 II型	ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可				
7 III型	栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア・マネジメント体制				
8 IV型	身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり				
9 V型	リハビリテーション提供体制	1 精神科作業療法 2 その他				





26	介護予防短期入所療養介護	1 病院療養型 6 ユニット型病院療養型 <b>A 病院経過型</b>	2 I型 3 II型 4 III型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 4 加算型Ⅲ 5 減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型Ⅰ 3 減算型Ⅱ 4 減算型Ⅲ	
				医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導	
		リハビリテーション提供体制	1 理学療法Ⅰ 2 理学療法Ⅱ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他			
		2 診療所療養型 7 ユニット型診療所療養型	1 I型 2 II型	ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型Ⅰ 3 減算型Ⅱ	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士	
		3 認知症患者型 8 ユニット型認知症患者型 <b>B 認知症経過型</b>	5 I型 6 II型 7 III型 8 IV型 9 V型	特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導	
				リハビリテーション提供体制	1 理学療法Ⅰ 2 理学療法Ⅱ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員	
ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可					
4 基準適合診療所型		送迎体制	1 対応不可 2 対応可			
		栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士			
35	介護予防特定施設入居者生活介護	1 有料老人ホーム 2 軽費老人ホーム 3 養護老人ホーム 4 高齢者専用賃貸住宅	1 一般型 2 外部サービス利用型	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
				個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	



(別紙1-2)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況）

事業所番号														
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	該 当 す る 体 制 等	
各サービス共通			地域区分	1 特別区 2 特甲地 3 甲地 4 乙地 5 その他
61 介護予防訪問介護			特別地域加算	1 なし 2 あり
63 介護予防訪問看護	1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所		特別地域加算	1 なし 2 あり
65 介護予防通所介護			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員
			運動器機能向上体制	1 なし 2 あり
			栄養改善体制	1 なし 2 あり
			口腔機能向上体制	1 なし 2 あり
			事業所評価加算〔申出〕の有無	1 なし 2 あり

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

経過型介護療養型医療施設の創設に伴う国保連合会とのインタフェースの変更内容を以下に示す。(網掛け、及び、下線部分が変更点である。)

<<都道府県インタフェース>>

1. 事業所異動連絡票情報 (サービス情報)

項番	項目	属性	バイト数	内容	必須入力※1			備考	
					新規	変更	終了		
1	交換情報識別番号	英数	4	事業所異動連絡票情報 (サービス情報) の識別番号を設定する	○	○	○	“5213”固定	
2	異動年月日	数字	8	事業所の指定等に関して取得または変更等が生じた年月日 (西暦年月日 (YYYYMMDD)) を設定する	○	○	○	※2	
3	異動区分コード	数字	1	異動区分コードを設定する	○	○	○	※3	
4	異動事由	数字	2	事業所情報の異動事由を設定する	○	○	○	01 (固定値)	
5	事業所番号	数字	10	事業所番号を設定する	○	○	○	※3	
6	管理者	氏名 (カナ)	英数	25	管理者氏名をカナ文字で設定する				
7		氏名 (漢字)	漢字	40	管理者氏名を全角文字で設定する	○			
8		郵便番号	数字	7	郵便番号を設定する	○			
9		住所 (カナ)	英数	75	管理者の住所をカナ文字で設定する				
10		住所 (漢字)	漢字	128	管理者の住所を全角文字で設定する	○			
11	事業所	名称 (カナ)	英数	25	事業所名称をカナ文字で設定する				
12		名称 (漢字)	漢字	40	事業所名称を全角文字で設定する	○			
13		郵便番号	数字	7	郵便番号を設定する	○			
14		住所 (カナ)	英数	75	事業所の住所をカナ文字で設定する				
15		住所 (漢字)	漢字	128	事業所の住所を全角文字で設定する	○			
16		電話番号	英数	12	事業所の電話番号を設定する	○			
17		FAX番号	英数	12	事業所のFAX番号を設定する				
18	サービス種類コード	数字	2	サービスの種類を設定する	○	○	○	※3	
19	指定番号	数字	2	指定番号を“01”～“99”の範囲で設定する	○	○	○	※6	
20	事業開始年月日	数字	8	事業開始年月日 (西暦年月日 (YYYYMMDD)) を設定する	○			※2	

項番	項目	属性	バイト数	内容	必須入力※1			備考
					新規	変更	終了	
2 1	事業休止年月日	数字	8	事業休止年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する				※2
2 2	事業廃止年月日	数字	8	事業廃止年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する			○	※2
2 3	事業再開年月日	数字	8	事業再開年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する				※2
2 4	施設等の区分コード	英数	1	施設等の区分をコードで設定する				※3 ※4
2 5	人員配置区分コード	数字	1	人員配置区分をコードで設定する				※3 ※4
2 6	特別地域加算の有無	数字	1	特別地域加算の有無をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4
2 7	緊急時訪問看護加算の有無	数字	1	緊急時訪問看護加算の有無をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4
2 8	特別管理体制	数字	1	特別管理体制の対応をコードで設定する				1:対応不可 2:対応可 ※4
2 9	機能訓練指導体制の有無	数字	1	機能訓練指導体制の有無をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4
3 0	食事提供体制の有無	数字	1	食事提供体制の有無をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4、※16
3 1	入浴介助体制の有無	数字	1	入浴介助体制の有無をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4
3 2	特別入浴介助体制の有無	数字	1	特別入浴介助体制の有無をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4、※19
3 3	常勤専従医師配置の有無	数字	1	常勤専従医師配置の有無をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4
3 4	医師の配置基準	数字	1	医師の配置基準をコードで設定する				※3 ※4
3 5	精神科医師定期的療養指導の有無	数字	1	精神科医師定期的療養指導の有無をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4
3 6	夜間勤務条件基準	数字	1	夜間勤務条件基準をコードで設定する				※3 ※4
3 7	認知症専門棟の有無	数字	1	認知症専門棟の有無をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4、※19
3 8	食事提供の状況	数字	1	食事提供の状況をコードで設定する				※3 ※4 ※16

項番	項目	属性	バイト数	内容	必須入力 <sup>※1</sup>			備考
					新規	変更	終了	
39	送迎体制	数字	1	送迎体制の対応をコードで設定する				1:対応不可 2:対応可 ※4
40	リハビリテーション提供体制（総合リハビリテーション施設）の有無	数字	1	リハビリテーション提供体制（総合リハビリテーション施設）の有無をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4、※9
41	リハビリテーション提供体制（理学療法Ⅱ）の有無	数字	1	リハビリテーション提供体制（理学療法Ⅱ）の有無をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4、※9
42	リハビリテーション提供体制（理学療法Ⅲ）の有無	数字	1	リハビリテーション提供体制（理学療法Ⅲ）の有無をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4、※9
43	リハビリテーション提供体制（作業療法Ⅱ）の有無	数字	1	リハビリテーション提供体制（作業療法Ⅱ）の有無をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4、※9
44	リハビリテーション提供体制（精神科作業療法）の有無	数字	1	リハビリテーション提供体制（精神科作業療法）の有無をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4
45	リハビリテーション提供体制（その他）の有無	数字	1	リハビリテーション提供体制（その他）の有無をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4、※19
46	リハビリテーションの加算状況の有無	数字	1	22：短期入所療養介護、52：介護老人保健施設のリハビリテーションの加算状況の有無をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4、※9
47	療養環境基準	数字	1	療養環境基準をコードで設定する				※3 ※4
48	医師の欠員による減算の状況の有無	数字	1	医師の欠員による減算の状況の有無をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4
49	看護職員の欠員による減算の状況の有無	数字	1	看護職員の欠員による減算の状況の有無をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4
50	理学療法士の欠員による減算の状況の有無	数字	1	理学療法士の欠員による減算の状況の有無をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4
51	作業療法士の欠員による減算の状況の有無	数字	1	作業療法士の欠員による減算の状況の有無をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4
52	介護職員の欠員による減算の状況の有無	数字	1	介護職員の欠員による減算の状況の有無をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4
53	介護支援専門員の欠員による減算の状況の有無	数字	1	介護支援専門員の欠員による減算の状況の有無をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4
54	介護従業者の欠員による減算の状況の有無	数字	1	介護従業者の欠員による減算の状況の有無をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4
55	感染対策指導管理の有無	数字	1	感染対策指導管理の有無をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4、※9

項番	項目	属性	バイト数	内容	必須入力 <sup>※1</sup>			備考	
					新規	変更	終了		
56	重症皮膚潰瘍指導管理の有無	数字	1	重症皮膚潰瘍指導管理の有無をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4	
57	薬剤管理指導の有無	数字	1	薬剤管理指導の有無をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4	
58	障害者生活支援体制の有無	数字	1	障害者生活支援体制の有無をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4	
59	生活保護法による指定の有無	数字	1	生活保護法第54条の2による介護機関の指定等の有無を設定する				1:指定無し 2:指定有り ※4	
60	地域区分コード	数字	1	厚生労働省の定める事業所が所在する地域に該当する区分をコードで設定する	○			※3	
61	基準該当・地域密着型	登録保険者番号	数字	6	基準該当事業所、又は、地域密着型事業所を登録した保険者の番号を設定する				※7 ※20
62		受領委任の有無	数字	1	受領委任の有無をコードで設定する				1:無し 2:有り ※21
63		登録開始年月日	数字	8	登録開始年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する				※2 ※21
64		登録終了年月日	数字	8	登録終了年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する				※2 ※21
65	時間延長サービス体制	数字	1	時間延長サービス体制をコードで設定する				※3 ※4、※8	
66	個別リハビリテーション提供体制	数字	1	個別リハビリテーション提供体制をコードで設定する				※3、※4、 ※8、※19	
67	居住費対策	数字	1	居住費対策の対応をコードで設定する				1:対応不可 2:対応可 ※4、※8、 ※16	
68	夜間ケアの有無	数字	1	夜間ケアの有無をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4、※8、 ※19	
69	リハビリテーション機能強化の有無	数字	1	リハビリテーションの機能強化の有無をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4、※10	
70	個別リハビリテーション提供体制(総合リハビリテーション施設)の有無	数字	1	個別リハビリテーション提供体制(総合リハビリテーション施設)の有無をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4、※10、 ※19	
71	個別リハビリテーション提供体制(理学療法Ⅱ)の有無	数字	1	個別リハビリテーション提供体制(理学療法Ⅱ)の有無をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4、※10、 ※19	

項番	項目	属性	バイト数	内容	必須入力 <sup>※1</sup>			備考
					新規	変更	終了	
72	個別リハビリテーション提供体制（理学療法Ⅲ）の有無	数字	1	個別リハビリテーション提供体制（理学療法Ⅲ）の有無をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4、※10、 ※19
73	個別リハビリテーション提供体制（作業療法Ⅱ）の有無	数字	1	個別リハビリテーション提供体制（作業療法Ⅱ）の有無をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4、※10、 ※19
74	個別リハビリテーション提供体制（言語聴覚療法Ⅰ）の有無	数字	1	個別リハビリテーション提供体制（言語聴覚療法Ⅰ）の有無をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4、※10、 ※19
75	個別リハビリテーション提供体制（言語聴覚療法Ⅱ）の有無	数字	1	個別リハビリテーション提供体制（言語聴覚療法Ⅱ）の有無をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4、※10、 ※19
76	言語聴覚士の欠員による減算の状況の有無	数字	1	言語聴覚士の欠員による減算の状況の有無をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4、※8
77	栄養管理の評価	数字	1	栄養管理の評価をコードで設定する				※4、※17
78	社会福祉法人軽減事業実施の有無	数字	1	社会福祉法人軽減事業実施の有無をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4、※17
79	特定事業所加算（訪問介護）の有無	数字	1	特定事業所加算（訪問介護）の有無をコードで設定する				1:無し 2:加算Ⅰ 3:加算Ⅱ 4:加算Ⅲ ※4、※18
80	若年性認知症ケア体制の有無	数字	1	若年性認知症ケア体制の有無をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4、※18
81	運動器機能向上体制の有無	数字	1	運動器機能向上体制の有無をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4、※18
82	栄養マネジメント（改善）体制の有無	数字	1	栄養マネジメント（改善）体制の有無をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4、※18
83	口腔機能向上体制の有無	数字	1	口腔機能向上体制の有無をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4、※18
84	事業所評価加算（申出）の有無	数字	1	事業所評価加算（申出）の有無をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4、※18
85	事業所評価加算（決定）の有無	数字	1	事業所評価加算（決定）の有無をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4、※18
86	緊急受入体制の有無	数字	1	緊急受入体制の有無をコードで設定する				1:対応不可 2:対応可 ※4、※18
87	夜間看護体制の有無	数字	1	夜間看護体制の有無をコードで設定する				1:対応不可 2:対応可 ※4、※18

項番	項目	属性	バイト数	内容	必須入力 <sup>※1</sup>			備考
					新規	変更	終了	
88	特定事業所加算（居宅介護支援）の有無	数字	1	特定事業所加算（居宅介護支援）の有無をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4、※18
89	介護支援専門員数（専従の常勤者）	数字	3	介護支援専門員数（専従の常勤者）を設定する				※11 ※12
90	介護支援専門員数（専従の非常勤者）	数字	3	介護支援専門員数（専従の非常勤者）を設定する				※11 ※12
91	介護支援専門員数（兼務の常勤者）	数字	3	介護支援専門員数（兼務の常勤者）を設定する				※11 ※12
92	介護支援専門員数（兼務の非常勤者）	数字	3	介護支援専門員数（兼務の非常勤者）を設定する				※11 ※12
93	訪問介護サービス提供責任者数	数字	3	訪問介護サービス提供責任者数を設定する				※11 ※13
94	訪問介護員数（専従の常勤者）	数字	3	訪問介護員数（専従の常勤者）を設定する				※11 ※13
95	訪問介護員数（専従の非常勤者）	数字	3	訪問介護員数（専従の非常勤者）を設定する				※11 ※13
96	訪問介護員数（兼務の常勤者）	数字	3	訪問介護員数（兼務の常勤者）を設定する				※11 ※13
97	訪問介護員数（兼務の非常勤者）	数字	3	訪問介護員数（兼務の非常勤者）を設定する				※11 ※13
98	訪問介護員数（常勤換算後の人数）	数字	4	訪問介護員数（常勤換算後の人数）を設定する				※11 ※13 ※14
99	利用定員数	数字	5	利用定員数を設定する				※11 ※15
100	指定有効開始年月日	数字	8	指定有効開始年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する				※2 ※18
101	指定有効終了年月日	数字	8	指定有効終了年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する				※2 ※18
102	指定更新申請中区分	数字	1	指定更新申請中区分をコードで設定する				1:無し 2:有り ※18
103	効力停止開始年月日	数字	8	効力停止開始年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する				※2 ※18
104	効力停止終了年月日	数字	8	効力停止終了年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する				※2 ※18
105	大規模事業所該当の有無	数字	1	大規模事業所該当の有無をコードで設定する				1:非該当 2:該当 ※4、※18
106	準ユニットケア体制の有無	数字	1	準ユニットケア体制の有無をコードで設定する				1:対応不可 2:対応可 ※4、※18
107	重度化対応体制の有無	数字	1	重度化対応体制の有無をコードで設定する				1:対応不可 2:対応可 ※4、※18

項番	項目	属性	バイト数	内容	必須入力※1			備考
					新規	変更	終了	
108	医療連携体制の有無	数字	1	医療連携体制の有無をコードで設定する				1:対応不可 2:対応可 ※4、※18
109	ユニットケア体制の有無	数字	1	ユニットケア体制の有無をコードで設定する				1:対応不可 2:対応可 ※4、※18
110	在宅・入所相互利用体制の有無	数字	1	在宅・入所相互利用体制の有無をコードで設定する				1:対応不可 2:対応可 ※4、※18
111	ターミナルケア体制（看取り介護体制）の有無	数字	1	ターミナルケア体制（看取り看護体制）の有無をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4、※18
112	身体拘束廃止取組の有無	数字	1	身体拘束廃止取組の有無をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4、※18
113	小規模拠点集合体制の有無	数字	1	小規模拠点集合体制の有無をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4、※18
114	認知症ケア加算の有無	数字	1	認知症ケア加算の有無をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4、※18
115	個別機能訓練体制の有無	数字	1	個別機能訓練体制の有無をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4、※18
116	個別リハビリテーション提供体制（理学療法Ⅰ）の有無	数字	1	個別リハビリテーション提供体制（理学療法Ⅰ）の有無をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4、※18
117	個別リハビリテーション提供体制（理学療法Ⅱ）の有無	数字	1	個別リハビリテーション提供体制（理学療法Ⅱ）の有無をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4、※18
118	個別リハビリテーション提供体制（作業療法）の有無	数字	1	個別リハビリテーション提供体制（作業療法）の有無をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4、※18
119	個別リハビリテーション提供体制（言語聴覚療法）の有無	数字	1	個別リハビリテーション提供体制（言語聴覚療法）の有無をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4、※18
120	個別リハビリテーション提供体制（その他）の有無	数字	1	個別リハビリテーション提供体制（その他）の有無をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4、※18
121	予備37	数字	1	予備37をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4、※18
122	予備38	数字	1	予備38をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4、※18
123	予備39	数字	1	予備39をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4、※18
124	予備40	数字	1	予備40をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4、※18

※1: 異動区分コードにより入力必須項目が異なる。(○:必須)



- ※2: 「インタフェース仕様書 共通編(P.42) 1.5 留意事項:「年月日」欄」参照。
- ※3: 「インタフェース仕様書 共通編(P.31) 1.4 コード一覧」参照。
- ※4: サービス種類等により体制の無い加算については“0”または“NULL”を設定する。
- ※5: 欠番
- ※6: 同一事業所番号、同一サービス種類において複数の登録内容がある以下に掲げる場合等  
 には、登録内容ごとに「01」～「99」までのそれぞれ一意となる番号を指定して登録する。  
 訪問介護で複数の種類のサービス提供を行う場合  
 異動年月日が平成18年3月31日以前の通所介護で一般型と認知症型の両方の単位を  
 有する場合  
 介護老人福祉施設で従来型と居住福祉型が1つの施設内に混在する場合  
 介護療養型医療施設等で病棟により体制等状況が異なる場合
- ※7: 当該サービスに係わる事業所を登録した市町村のコードを設定する。
- ※8: 処理年月が平成15年5月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成15年4月以前  
 の場合、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。設定された場合はエラーとし  
 て台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成15年3月31日以前の情報は、未  
 設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行なう。
- ※9: 異動年月日が平成15年3月31日以前の場合、設定可とし平成15年4月1日以降の情  
 報に設定した場合はエラーとし台帳への登録は行わない。
- ※10: 異動年月日が平成15年3月31日以前の場合、本項目の設定は不要(省略可能)とする。  
 設定された場合、属性及び桁数等のシステムチェックは行わず、省略されたものとみなす。
- ※11: 処理年月が平成16年2月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成16年1月以  
 前の場合、本項目の設定は不要とし、平成15年介護報酬改定用のインタフェースとする。  
 設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成15年  
 12月31日以前の情報は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常の  
 チェックを行なう。
- ※12: 事業所異動連絡票情報のサービス種類コードが“43:居宅支援”の場合に設定する。その  
 他のサービス種類コードでは設定不可とする。
- ※13: 事業所異動連絡票情報のサービス種類コードが“11:訪問介護”、“61:介護予防訪問介護”  
 の場合に設定する。その他のサービス種類コードでは設定不可とする。
- ※14: 「インタフェース仕様書 共通編(P.42) 1.5 留意事項:「訪問介護員数(常勤換算後の人  
 数)」欄」参照。
- ※15: 事業所異動連絡票情報のサービス種類コードが“21: 短期生活”、“22: 短期老健”、“23:  
 短期医療”、“32: 認知症型”、“33: 特定施設”、“51: 福祉施設”、“52: 老健施設”、“53: 医  
 療施設”、“24: 予防短期生活”、“25: 予防短期老健”、“26: 予防短期医療”、“35: 予防特定施  
 設”、“36: 地域密着特定施設”、“54: 地域密着福祉施設”、“37: 予防認知症型”、“38: 認  
 知症型短期利用”、“39: 予防認知症型短期利用”の場合に設定する。その他のサービス  
 種類コードでは設定不可とする。
- ※16: 異動年月日が平成17年9月30日以前の場合、設定可とし、平成17年10月1日以降の  
 情報に設定した場合はエラーとし台帳への登録は行わない。
- ※17: 処理年月が平成17年11月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成17年10月以

前の場合、本項目の設定は不要とし、従前のインターフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成 17 年 9 月 30 日以前の情報は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行なう。

- ※18: 処理年月が平成 18 年 5 月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成 18 年 4 月以前の場合、本項目の設定は不要とし、従前のインターフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成 18 年 3 月 31 日以前の情報は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行なう。
- ※19: 異動年月日が平成 18 年 3 月 31 日以前の場合、設定可とし、平成 18 年 4 月 1 日以降の情報に設定した場合はエラーとし台帳への登録は行わない。
- ※20: 保険者番号(広域連合、政令市の場合は、広域連合又は政令市の保険者番号)を設定する。
- ※21: 地域密着型サービスの場合、設定不可。

2. コード一覧（抜粋）

項番	コード名称	属性	バイト数	内容					
4 1	施設等の区分コード	英数	1	内容					
				サービス種類	平成 15 年 3 月 以前	平成 15 年 4 月 以降	平成 17 年 10 月 以降	平成 18 年 4 月 以降	平成 18 年 7 月 以降
				訪問介護※1	1:身体介護 2:生活援助 3:通院等乗降介助				
				訪問看護	1:訪問看護ステーション 2:病院または診療所				
				訪問リハビリテーション※1	1:病院または診療所 2:介護老人保健施設				
				通所介護	1:単独型 2:併設型			3:小規模型事業所 4:通常規模型事業所 5:療養通所介護事業所	
				通所リハビリテーション	1:通常の医療機関 2:小規模診療所 3:介護老人保健施設				
				短期入所生活介護	1:単独型 2:併設型・空床型	1:単独型 2:併設型・空床型 3:単独型小規模生活単位型※1 4:併設型・空床型小規模生活単位型※1	1:単独型 2:併設型・空床型 3:単独型ユニット型※1 4:併設型・空床型ユニット型※1		
短期入所療養介護（老健）	1:介護老人保健施設		1:介護老人保健施設 2:ユニット型介護老人保健施設※6						

項番	コード名称	属性	バイト数	内容			
				1: 病院療養型 2: 診療所療養型 3: 認知症疾患型 4: 基準適合診療所型 5: 介護力強化型※2	1: 病院療養型 2: 診療所療養型 3: 認知症疾患型 4: 基準適合診療所型	1: 病院療養型 2: 診療所療養型 3: 認知症疾患型 4: 基準適合診療所型  6: ユニット型病院療養型※6  7: ユニット型診療所療養型※6  8: ユニット型認知症疾患型※6	1: 病院療養型 2: 診療所療養型 3: 認知症疾患型 4: 基準適合診療所型  6: ユニット型病院療養型※6 7: ユニット型診療所療養型※6 8: ユニット型認知症疾患型※6 <b>A: 病院経過型</b> <b>B: 認知症経過型</b>
				短期入所療養介護（診療所等）			
				特定施設入居者生活介護	1: 有料老人ホーム 2: 軽費老人ホーム	1: 有料老人ホーム 2: 軽費老人ホーム 3: 養護老人ホーム 4: 高齢者専用賃貸住宅	

項番	コード名称	属性	ハイ ト数	内容		
				介護老人 福祉施設	1: 介護福祉施設 2: 小規模介護福祉施設 3: 小規模生活単位型介護福祉施設※1 4: 小規模生活単位型小規模介護福祉施設※1	1: 介護福祉施設 2: 小規模介護福祉施設 3: ユニット型介護福祉施設※1 4: ユニット型小規模介護福祉施設※1
				介護老人 保健施設	1: 介護老人保健施設※6 2: ユニット型介護老人保健施設※6	1: 介護保健施設※6 2: ユニット型介護保健施設※6 3: 小規模介護保健施設 4: ユニット型小規模介護保健施設

項番	コード名称	属性	バイト数	内容			
				1:療養型 2:診療所型 3:認知症疾患型 4:介護力強化型※2	1:療養型 2:診療所型 3:認知症疾患型	1:病院療養型 2:診療所型 3:認知症疾患型  6:ユニット型病院療養型※6 7:ユニット型診療所型※6 8:ユニット型認知症疾患型※6	1:病院療養型 2:診療所型 3:認知症疾患型  6:ユニット型病院療養型※6 7:ユニット型診療所型※6 8:ユニット型認知症疾患型※6 A:病院経過型 B:認知症経過型
				以下は平成18年4月以降設定		平成18年7月以降	
				介護予防訪問看護	1:訪問看護ステーション 2:病院または診療所		
				介護予防訪問リハビリテーション	1:病院または診療所 2:介護老人保健施設		
				介護予防短期入所生活介護	1:単独型 2:併設型・空床型 3:単独型ユニット型 4:併設型・空床型ユニット型		
				介護予防短期入所療養介護(老健)	1:介護老人保健施設 2:ユニット型介護老人保健施設		
				介護予防短期入所療養介護(診療所等)	1:病院療養型 2:診療所療養型 3:認知症疾患型 4:基準適合診療所型 6:ユニット型病院療養型 7:ユニット型診療所療養型 8:ユニット型認知症疾患型	1:病院療養型 2:診療所療養型 3:認知症疾患型 4:基準適合診療所型 6:ユニット型病院療養型 7:ユニット型診療所療養型 8:ユニット型認知症疾患型 A:病院経過型 B:認知症経過型	

項番	コード名称	属性	パイ ト数	内容
				介護予防特 定施設入居 者生活介護 1:有料老人ホーム 2:軽費老人ホーム 3:養護老人ホーム 4:高齢者専用賃貸住宅
				夜間対応型 訪問介護 1:I型 2:II型
				認知症対応 型通所介護 1:単独型 2:併設型 3:グループホーム等活用型
				地域密着型 特定施設入 居者介護 1:有料老人ホーム 2:軽費老人ホーム 3:養護老人ホーム 4:高齢者専用賃貸住宅
				地域密着型 介護老人福 祉施設 1:地域密着型介護福祉施設 2:サテライト介護福祉施設 3:ユニット型地域密着型介護福祉施設 4:ユニット型サテライト型地域密着型介護 福祉施設
				介護予防認 知症対応型 通所介護 1:単独型 2:併設型 3:グループホーム等活用型

## 介護報酬の算定構造のイメージ

## 介護サービス

## I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
  - ハ 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費
  - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費
  - ホ 基準適合診療所における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

## II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

## III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 介護療養施設サービス
  - イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
  - ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス
  - ハ 老人性認知症疾患療養病床を有する病院における介護療養施設サービス



□ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分		注						注	注	注	注	注
		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準を満たさない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	併地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	併地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	施設基準の区分による療養環境減算	医師の配置について医療法施行規則第49条の規定が適用されている場合	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)看護<6:1>介護<4:1>	a.病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)<従来型個室>	経過的要介護 ( 534 単位)	-25単位	×70/100							
		要介護1 ( 701 単位)										
		要介護2 ( 811 単位)										
		要介護3 ( 1,049 単位)										
		要介護4 ( 1,150 単位)										
	要介護5 ( 1,241 単位)											
	b.病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)<多床室>	経過的要介護 ( 618 単位)										
		要介護1 ( 832 単位)										
		要介護2 ( 942 単位)										
		要介護3 ( 1,180 単位)										
		要介護4 ( 1,281 単位)										
	(二) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)看護<6:1>介護<5:1>	a.病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)<従来型個室>	経過的要介護 ( 498 単位)									
		要介護1 ( 641 単位)										
		要介護2 ( 750 単位)										
		要介護3 ( 910 単位)										
要介護4 ( 1,066 単位)												
b.病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)<多床室>	経過的要介護 ( 582 単位)											
	要介護1 ( 772 単位)											
	要介護2 ( 881 単位)											
	要介護3 ( 1,041 単位)											
	要介護4 ( 1,197 単位)											
(三) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)看護<6:1>介護<6:1>	a.病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)<従来型個室>	経過的要介護 ( 473 単位)										
	要介護1 ( 611 単位)											
	要介護2 ( 722 単位)											
	要介護3 ( 873 単位)											
	要介護4 ( 1,071 単位)											
b.病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)<多床室>	経過的要介護 ( 557 単位)											
	要介護1 ( 742 単位)											
	要介護2 ( 853 単位)											
	要介護3 ( 1,004 単位)											
	要介護4 ( 1,161 単位)											
(2) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ)<従来型個室>	経過的要介護 ( 〇〇 単位)	×70/100	×90/100	×90/100							
		要介護1 ( 〇〇 単位)										
		要介護2 ( 〇〇 単位)										
		要介護3 ( 〇〇 単位)										
		要介護4 ( 〇〇 単位)										
	要介護5 ( 〇〇 単位)											
	(二) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)<多床室>	経過的要介護 ( 〇〇 単位)										
		要介護1 ( 〇〇 単位)										
		要介護2 ( 〇〇 単位)										
		要介護3 ( 〇〇 単位)										
要介護4 ( 〇〇 単位)												
(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)<ユニット型個室>	経過的要介護 ( 625 単位)	×97/100									
		要介護1 ( 835 単位)										
		要介護2 ( 945 単位)										
		要介護3 ( 1,183 単位)										
		要介護4 ( 1,284 単位)										
	要介護5 ( 1,375 単位)											
	(二) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)<ユニット型準個室>	経過的要介護 ( 625 単位)										
		要介護1 ( 835 単位)										
		要介護2 ( 945 単位)										
		要介護3 ( 1,183 単位)										
要介護4 ( 1,284 単位)												
(4) 特定病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)	( 760 単位)											
(5) 栄養管理体制加算	(一) 管理栄養士配置加算(1日につき 12単位を加算)											
	(二) 栄養士配置加算(1日につき 10単位を加算)											
(6) 療養食加算	(1日につき 23単位を加算)											
(7) 緊急短期入所ネットワーク加算	(1日につき 50単位を加算)											
(8) 特定診療費												

： 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

- ※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
- ※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
- ※ 緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合は、超過定員減算の適用について要件の緩和を行う。

二 老人性認知症患者療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分		注					注	注
		利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	看護職員が基準に定められた看護職員員数の20/100を超えて得た数未満の場合	医師の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数の30/100を超えて得た数未満である場合	医師の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数の60/100を超えて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	利用者に對して送迎を行う場合
(1) 認知症患者短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(一) 認知症患者短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護(3:1)介護(6:1)	経過的要介護 ( 833 単位)	×70/100	×90/100	×90/100		
			要介護1 ( 1,035 単位)					
			要介護2 ( 1,102 単位)					
			要介護3 ( 1,169 単位)					
			要介護4 ( 1,237 単位)					
	要介護5 ( 1,304 単位)							
	(二) 認知症患者短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護(4:1)介護(4:1)	経過的要介護 ( 944 単位)	×70/100	×90/100	×90/100			
		要介護1 ( 1,146 単位)						
		要介護2 ( 1,213 単位)						
		要介護3 ( 1,280 単位)						
要介護4 ( 1,348 単位)								
要介護5 ( 1,415 単位)								
一般病棟	(三) 認知症患者短期入所療養介護費(Ⅲ) 看護(4:1)介護(5:1)	経過的要介護 ( 743 単位)	×70/100	×90/100	×90/100			
		要介護1 ( 948 単位)						
		要介護2 ( 1,017 単位)						
		要介護3 ( 1,085 単位)						
		要介護4 ( 1,154 単位)						
要介護5 ( 1,222 単位)								
(四) 認知症患者短期入所療養介護費(Ⅳ) 看護(4:1)介護(6:1)	経過的要介護 ( 827 単位)	×70/100	×90/100	×90/100				
	要介護1 ( 1,079 単位)							
	要介護2 ( 1,148 単位)							
	要介護3 ( 1,216 単位)							
	要介護4 ( 1,285 単位)							
要介護5 ( 1,353 単位)								
(五) 認知症患者短期入所療養介護費(Ⅴ) 経過措置型	経過的要介護 ( 730 単位)	×70/100	×90/100	×90/100				
	要介護1 ( 932 単位)							
	要介護2 ( 999 単位)							
	要介護3 ( 1,066 単位)							
	要介護4 ( 1,134 単位)							
要介護5 ( 1,201 単位)								
(2) 認知症患者短期経過型短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 認知症患者短期経過型短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	経過的要介護 ( 814 単位)	×70/100	×90/100	×90/100			
		要介護1 ( 1,063 単位)						
		要介護2 ( 1,130 単位)						
		要介護3 ( 1,197 単位)						
		要介護4 ( 1,265 単位)						
	要介護5 ( 1,332 単位)							
	(二) 認知症患者短期経過型短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	経過的要介護 ( 668 単位)	×70/100	×90/100	×90/100			
		要介護1 ( 870 単位)						
		要介護2 ( 937 単位)						
		要介護3 ( 1,004 単位)						
要介護4 ( 1,072 単位)								
要介護5 ( 1,139 単位)								
(3) ユニット型認知症患者短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症患者短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	経過的要介護 ( 946 単位)	×70/100	×90/100	×90/100	×97/100	
			要介護1 ( 1,149 単位)					
			要介護2 ( 1,216 単位)					
			要介護3 ( 1,283 単位)					
			要介護4 ( 1,351 単位)					
	要介護5 ( 1,418 単位)							
	(二) ユニット型認知症患者短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室>	経過的要介護 ( 857 単位)	×70/100	×90/100	×90/100			
		要介護1 ( 1,111 単位)						
		要介護2 ( 1,182 単位)						
		要介護3 ( 1,252 単位)						
要介護4 ( 1,323 単位)								
要介護5 ( 1,393 単位)								
(4) 特定認知症患者短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症患者短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	経過的要介護 ( 857 単位)	×70/100	×90/100	×90/100	×97/100	
			要介護1 ( 1,111 単位)					
			要介護2 ( 1,182 単位)					
			要介護3 ( 1,252 単位)					
			要介護4 ( 1,323 単位)					
	要介護5 ( 1,393 単位)							
	(二) ユニット型認知症患者短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室>	経過的要介護 ( 760 単位)	×70/100	×90/100	×90/100			
		要介護1 ( 965 単位)						
		要介護2 ( 1,036 単位)						
		要介護3 ( 1,107 単位)						
要介護4 ( 1,178 単位)								
要介護5 ( 1,249 単位)								
(5) 栄養管理体制加算	(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)							
	(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)							
(6) 療養加算 (1日につき 23単位を加算)								
(7) 緊急短期入所ネットワーク加算 (1日につき 50単位を加算)								
(8) 特定診療費								

： 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合は、超過定員減算の適用について要件の緩和を行う。

3 介護療養施設サービス  
イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分			注					注		注	注			
			夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準を満たさない場合 又は	介護支援専門員の員数が基準を満たさない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	施設基準の区分による療養環境減算	医師の配置について医療法施行規則第49条の規定が適用されている場合	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	
(1) 療養型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) 療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<4:1>	a.療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 ( 671 単位)											
			要介護2 ( 781 単位)											
			要介護3 ( 1,019 単位)											
			要介護4 ( 1,120 単位)											
			要介護5 ( 1,211 単位)											
			要介護1 ( 782 単位)											
	(二) 療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護<6:1> 介護<5:1>	b.療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護2 ( 892 単位)											
			要介護3 ( 1,130 単位)											
			要介護4 ( 1,231 単位)											
			要介護5 ( 1,322 単位)											
			要介護1 ( 611 単位)											
			要介護2 ( 720 単位)											
(三) 療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ) <従来型個室>	要介護3 ( 880 単位)												
		要介護4 ( 1,036 単位)												
		要介護5 ( 1,078 単位)												
		要介護1 ( 722 単位)												
		要介護2 ( 831 単位)												
		要介護3 ( 991 単位)												
(2) 療養型経過型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) 療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護4 ( 1,147 単位)												
		要介護5 ( 1,189 単位)												
		要介護1 ( 581 単位)												
	(二) 療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護2 ( 692 単位)												
		要介護3 ( 843 単位)												
		要介護4 ( 1,000 単位)												
(3) ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護5 ( 1,041 単位)												
		要介護1 ( 692 単位)												
		要介護2 ( 803 単位)												
	(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護3 ( 954 単位)												
		要介護4 ( 1,111 単位)												
		要介護5 ( 1,152 単位)												
(4) 療養型経過型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) 療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 ( 〇〇 単位)												
		要介護2 ( 〇〇 単位)												
		要介護3 ( 〇〇 単位)												
	(二) 療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護4 ( 〇〇 単位)												
		要介護5 ( 〇〇 単位)												
		要介護1 ( 〇〇 単位)												
(5) ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護2 ( 〇〇 単位)												
		要介護3 ( 〇〇 単位)												
		要介護4 ( 〇〇 単位)												
	(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <ユニット型標準個室>	要介護5 ( 〇〇 単位)												
		要介護1 ( 785 単位)												
		要介護2 ( 895 単位)												
注 身体拘束廃止未実施減算 (1日につき 5単位を減算)														
注 外泊時費用			入院患者に対して居室における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定											
注 他科受診時費用			入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定											
注 試行的退所サービス費			入院患者に対して居室における試行的退所を認めた場合、〇月につき〇日を限度として1日につき〇〇単位を算定。(2)の基本単位に限る。)											
(4) 初期加算 (1日につき +30単位)														
(5) 退院時指導等加算	(一) 退院時指導加算	a.退院前夜訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度に、460単位を算定)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合											
		b.退院時指導加算 (400単位)	注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合											
		c.退院時情報提供加算 (500単位)	注 居室介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合											
		d.退院前連携加算 (500単位)												
	(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位算定)													
(6) 栄養管理加算	(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)													
	(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)													
(7) 栄養マネジメント加算 (1日につき 12単位を加算)														
(8) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)														
(9) 経口維持加算(1日につき)	(1) 経口維持加算(Ⅰ) (28単位)													
	(2) 経口維持加算(Ⅱ) (5単位)													
(10) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)														
(11) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)														
(12) 特定診療費														

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。  
夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分				注						
				入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	介護支援専門員の員数が基準に満たない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合
(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)	大学病院等	(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1 (1,005 単位)	×70/100		×90/100		×90/100	
			要介護2 (1,072 単位)							
		要介護3 (1,139 単位)								
		要介護4 (1,207 単位)								
		要介護5 (1,274 単位)								
	(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>	要介護1 (1,116 単位)							
		要介護2 (1,183 単位)								
	一般病院	(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護3 (1,250 単位)						
			要介護4 (1,318 単位)							
		要介護5 (1,385 単位)								
		(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>	要介護1 (947 単位)						
			要介護2 (1,018 単位)							
	(三) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ)	(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護3 (1,088 単位)							
			要介護4 (1,159 単位)							
		要介護5 (1,229 単位)								
(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>		要介護1 (1,058 単位)								
		要介護2 (1,129 単位)								
(四) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ)	(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護3 (1,199 単位)								
		要介護4 (1,270 単位)								
	要介護5 (1,340 単位)									
	(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>	要介護1 (918 単位)								
		要介護2 (987 単位)								
(五) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅴ)	(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護3 (1,055 単位)								
		要介護4 (1,124 単位)								
	要介護5 (1,192 単位)									
	(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>	要介護1 (1,029 単位)								
		要介護2 (1,098 単位)								
(六) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅵ)	(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護3 (1,166 単位)								
		要介護4 (1,235 単位)								
	要介護5 (1,303 単位)									
	(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>	要介護1 (932 単位)								
		要介護2 (999 単位)								
(七) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅶ)	(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護3 (1,036 単位)								
		要介護4 (1,104 単位)								
	要介護5 (1,171 単位)									
	(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>	要介護1 (1,013 単位)								
		要介護2 (1,080 単位)								
(八) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅷ)	(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護3 (1,147 単位)								
		要介護4 (1,215 単位)								
	要介護5 (1,282 単位)									
	(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>	要介護1 (840 単位)								
		要介護2 (907 単位)								
(九) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅸ)	(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護3 (974 単位)								
		要介護4 (1,042 単位)								
	要介護5 (1,109 単位)									
	(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>	要介護1 (951 単位)								
		要介護2 (1,018 単位)								
(十) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅹ)	(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護3 (1,085 単位)								
		要介護4 (1,153 単位)								
	要介護5 (1,220 単位)									
	(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>	要介護1 (〇〇 単位)								
		要介護2 (〇〇 単位)								
(2) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)	(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護3 (〇〇 単位)							
		要介護4 (〇〇 単位)								
	(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>	要介護1 (〇〇 単位)							
		要介護2 (〇〇 単位)								
	(3) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)	大学病院等	(一) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <ユニット型個室>	要介護1 (1,119 単位)	×70/100		×90/100		×90/100
要介護2 (1,186 単位)										
要介護3 (1,253 単位)										
要介護4 (1,321 単位)										
要介護5 (1,388 単位)										
一般病院	(二) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii) <ユニット型個室>	要介護1 (1,119 単位)							
			要介護2 (1,186 単位)							
			要介護3 (1,253 単位)							
(4) 初期加算 (1日につき +30単位)	(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)	(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)	要介護1 (1,061 単位)							
			要介護2 (1,132 単位)							
			要介護3 (1,202 単位)							
			要介護4 (1,273 単位)							
			要介護5 (1,343 単位)							
(5) 遠院時指導等加算	(一) 遠院時指導加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度に、460単位を算定)	a 遠院前後訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度に、460単位を算定)	要介護1 (1,061 単位)							
			要介護2 (1,132 単位)							
			要介護3 (1,202 単位)							
			要介護4 (1,273 単位)							
			要介護5 (1,343 単位)							
(6) 栄養管理体制加算	(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)	(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)	要介護1 (1,061 単位)							
			要介護2 (1,132 単位)							
			要介護3 (1,202 単位)							
			要介護4 (1,273 単位)							
			要介護5 (1,343 単位)							
(7) 栄養マネジメント加算 (1日につき 12単位を加算)	(一) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)	(二) 経口維持加算(Ⅰ) (28単位)	要介護1 (1,061 単位)							
			要介護2 (1,132 単位)							
			要介護3 (1,202 単位)							
			要介護4 (1,273 単位)							
			要介護5 (1,343 単位)							
(8) 経口維持加算(1日につき)	(一) 経口維持加算(Ⅰ) (28単位)	(二) 経口維持加算(Ⅱ) (5単位)	要介護1 (1,061 単位)							
			要介護2 (1,132 単位)							
			要介護3 (1,202 単位)							
			要介護4 (1,273 単位)							
			要介護5 (1,343 単位)							
(9) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)	(一) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)	(二) 特定診療費	要介護1 (1,061 単位)							
			要介護2 (1,132 単位)							
			要介護3 (1,202 単位)							
			要介護4 (1,273 単位)							
			要介護5 (1,343 単位)							
(10) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)	(一) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)	(二) 特定診療費	要介護1 (1,061 単位)							
			要介護2 (1,132 単位)							
			要介護3 (1,202 単位)							
			要介護4 (1,273 単位)							
			要介護5 (1,343 単位)							
(11) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)	(一) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)	(二) 特定診療費	要介護1 (1,061 単位)							
			要介護2 (1,132 単位)							
			要介護3 (1,202 単位)							
			要介護4 (1,273 単位)							
			要介護5 (1,343 単位)							
(12) 特定診療費	(一) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)	(二) 特定診療費	要介護1 (1,061 単位)							
			要介護2 (1,132 単位)							
			要介護3 (1,202 単位)							
			要介護4 (1,273 単位)							
			要介護5 (1,343 単位)							

入院患者に対して居室における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定  
入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定

注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合  
注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合  
注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合

# 介護報酬の算定構造のイメージ

## 介護予防サービス

### I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問介護費
- 2 介護予防訪問入浴介護費
- 3 介護予防訪問看護費
- 4 介護予防訪問リハビリテーション費
- 5 介護予防居宅療養管理指導費
- 6 介護予防通所介護費
- 7 介護予防通所リハビリテーション費
- 8 介護予防短期入所生活介護費
- 9 介護予防短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
  - ハ 療養病床を有する診療所における介護予防短期入所療養介護費
  - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
  - ホ 基準適合診療所における介護予防短期入所療養介護費
- 10 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 11 介護予防福祉用具貸与費

### II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

- 介護予防支援費

口 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注					注	注	注	注	注
夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合		利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準を満たさない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	施設基準の区分による療養環境減算	医師の配置について医療法施行規則第49条の規定が適用されている場合	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	a.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i) 〈従来型個室〉	要支援1 ( 534 単位)	-25単位	×70/100	-12単位	×90/100	-25単位	-12単位	夜間勤務等看護(I) +23単位	利用者につき +184単位	
		要支援2 ( 667 単位)									
	b.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii) 〈多床室〉	要支援1 ( 618 単位)									
		要支援2 ( 772 単位)									
	(二) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II) 看護<6.1> 介護<6.1>	a.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i) 〈従来型個室〉									要支援1 ( 498 単位)
		b.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii) 〈多床室〉									要支援1 ( 582 単位)
(三) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(III) 看護<6.1> 介護<6.1>	a.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i) 〈従来型個室〉	要支援1 ( 473 単位)									
	b.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii) 〈多床室〉	要支援1 ( 557 単位)									
(2) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I) 〈従来型個室〉	要支援1 ( 〇〇 単位)									
	(二) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(II) 〈多床室〉	要支援1 ( 〇〇 単位)									
(3) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I) 〈ユニット型個室〉	要支援1 ( 625 単位)									
	(二) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II) 〈ユニット型個室〉	要支援1 ( 625 単位)									
(4) 栄養管理体制加算	(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)	要支援2 ( 〇〇 単位)									
	(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)	要支援2 ( 〇〇 単位)									
(5) 療養食加算	(1日につき 23単位を加算)	要支援2 ( 〇〇 単位)									
(6) 特定診療費		要支援2 ( 〇〇 単位)									

〔 〕 : 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 ※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。  
 ※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注					注	注					
			利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	利用者に対して送迎を行う場合					
(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (I) 看護<3:1> 介護<6:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 ( 833 単位)	×70/100	×90/100	×90/100							
			b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 ( 944 単位)										
		(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (II) <一般病院> 看護<4:1> 介護<4:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 766 単位)										
			b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 ( 850 単位)										
		(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (III) <一般病院> 看護<4:1> 介護<5:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 ( 743 単位)										
			b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 ( 827 単位)										
		(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (IV) <一般病院> 看護<4:1> 介護<6:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 ( 730 単位)										
			b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 ( 814 単位)										
		(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (V) <一般病院> 経過措置型	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 ( 668 単位)										
			b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 ( 779 単位)										
	(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)		(一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (I) <従来型個室>	要介護1 ( 〇〇 単位)										
			(二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (II) <多床室>	要介護1 ( 〇〇 単位)										
	(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (I)	a.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>						要介護1 ( 946 単位)				
				b.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <ユニット型準個室>						要介護1 ( 946 単位)				
		一般病院	(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (II)	a.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>						要介護1 ( 857 単位)				
				b.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <ユニット型準個室>						要介護1 ( 857 単位)				
	(4) 栄養管理体制加算	(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)												
		(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)												
	(5) 療養食加算	(1日につき 23単位を加算)												
	(6) 特定診療費													

特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目